

事 務 連 絡  
平成27年4月1日

各 都道府県 消費生活協同組合主管課 御中

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 消費生活協同組合業務室

### 所管行政庁の変更を伴う定款変更の取扱いについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、消費生活協同組合法の一部が改正され、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）の所管行政庁については、「地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超える組合」を厚生労働大臣、「その他の組合」については「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」となりました。

また、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正し、法第40条第4項の規定により組合の定款変更の認可を要しない事項が、「主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更（行政庁の変更を伴わないものに限る。）」となりました。

今後の所管行政庁の変更を伴う組合の定款変更（組合の合併の認可も含む。）の申請については、従前の隣接都府県に区域を拡大する地域組合の定款変更の場合の取扱いと同様、所管替え先の行政庁に対して行うこととなりますので、下記の事項に御留意の上、行政庁間及び組合との円滑な手続きが行われるよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 所管替えに関する行政庁間の連携について

行政庁の変更を伴う定款変更の認可申請は、主たる事務所の変更先の所在地を所管する都府県に対して行うこととなりますが（地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を越える場合は厚生労働省。）、実情等を把握している現所管行政庁に關与していただくことにより、申請手続きが円滑に進むものと考えますので、申請内容の適否及び組合の状況等に係る情報の提供と事務引継について適時、現所管行政庁から申請先の行政庁に行われますよう、よろしくお願いいたします。

また、現所管行政庁は、組合が行政庁の変更を伴う定款変更を検討している場合には、総（代）会開催前の早い段階で組合から報告を徴収できるよう所管組合への周知を図るとともに、移管予定先の行政庁への速やかな情報提供をお願いします。

#### 2. 地域による組合の区域の拡大について

地域による組合が隣接都府県にまたがる区域の変更を行う定款変更の認可にあたっては（行政庁の変更のない場合も含む。）、平成21年4月27日当室生協第二係長事務連絡の主旨に従い、組合への適切な指導と隣接都府県との連携についてよろしく申し上げます。